

スウェーデンにおける知的障害当事者の権利の保障

—スウェーデン全国知的障害者協会(FUB)の活動を通して—

○ 桃山学院大学大学院特別研究員 氏名 清原 舞 (05924)

キーワード：スウェーデン、知的障害者の権利の保障、スウェーデン全国知的障害者協会

1. 研究目的

1950年代、知的障害の子どもを持つ親の親睦団体として設立されたスウェーデン全国知的障害者協会(FUB = Riksförbundet För barn, unga och vuxna med utvecklingsstörning)は、政府や地方自治体等に働きかけ、スウェーデン政府の障害者福祉政策に大きな影響を与えながら、知的障害当事者の意見が法律に反映されるよう取り組んできた。

日本でも知的障害者の権利の保障が謳われ、当事者の自己決定・当事者参加に関する研究もなされてきているが、未だ障害当事者の権利が保障されているとはいえない。また、自己決定・当事者参加に関する研究でスウェーデン全国知的障害者協会の活動は部分的に紹介されているが、詳細に紹介している研究は管見のところ極めて少ない。

そこで本研究の目的は、スウェーデン全国知的障害者協会の活動の紹介を通して、知的障害のある人の権利擁護、自己決定を、日本においてどのように保障していくべきかについて検討を深め、現在、スウェーデン全国知的障害者協会がどのように活動し、どのように知的障害当事者とその家族を支援して、国に働きかけているのかを紹介することである。

2. 研究の視点および方法

スウェーデン全国知的障害者協会は、1952年、ストックホルムで親達の親睦団体として設立され、1956年に各地方に支部を置く全国組織となった。当時、社会は子どもを教育出来るものと出来ないものとに分けることしか考えておらず、スウェーデン全国知的障害者協会の活動は知的障害のある子ども達の教育・訓練、家族の相談といった実践的な活動をしており、行政が担うべき福祉の肩代わりをしていた。1968年以降、ようやく行政の目付け役と圧力団体としての役割を担うようになった。

本研究は、2010年9月にストックホルムにあるスウェーデン全国知的障害者協会本部を訪れた際、協会オンブズマンであるピーエ・ブルメ氏から知的障害者の権利の保障を推進するための協会の組織や活動についてのインタビューと関係資料に基づき、知的障害者の生活を保障するために必須である当事者の権利をどのように保障するのかということに焦点を当て、検討を試みたものである。

3. 倫理的配慮

本研究で実施した調査等に関して、関係機関から調査結果の使用に関する了解をとるとともに、個人が特定できないように配慮している。その他、本研究においては、研究を通じて関係者の人権への配慮を怠ったり、個人の尊厳や関係機関の信用を損ねることがないよう知り得た個人情報等については、個人情報保護法等の関連する法規を守り、プライバシー保護を徹底するなど最大限の注意を払った。

4. 研究結果

本研究を通して、スウェーデン全国知的障害者協会の活動が、知的障害者の権利擁護とその家族を支援するために、以下の3点を重要視して、政府や社会に働きかけていることが明らかになった。すなわち、①障害当事者が理解できるような情報の提供、②権利擁護システムの構築、③障害当事者の社会政策決定への参加である。スウェーデン全国知的障害者協会のオンブズマン、ピーエ・ブルメ氏は、「情報を提供し、支援することが大事である」と強調しているが、誰もが理解できる情報を提供していくことは、障害者の諸制度や支援システムと関わって、障害当事者の参加を側面から支えていくことに繋がるのである。

また、障害のない人達に障害者に関する知識を持ち、意識を変革してもらい、障害当事者が参加できるような会議や意見を述べる場を設けることが重要といえる。ピーエ・ブルメ氏はインタビューの中で「障害者が子どものときは、障害のない子ども達と一緒に保育園に通い比較的差別的な少ない中で育つ。成長するにつれ、生活の場が異なり、障害者に対する偏見も生まれてくる。その意識を変革するために、学校教育の場で正しい知識を持ってもらうことと、障害者に意見を述べるさまざまな機会の場を設けることが大事」と指摘しているが、障害者が社会の中で主張できる場を開発していくことが重要になる。

5. 考察

現在、スウェーデンでは、法律で障害者の権利を保障し、行政、オンブズマン、グードマン、さまざまな障害者団体が連携し、協働して障害者の生活を支えている。そのため、特に軽度の知的障害者の生活は比較的保障されており、また、重度の知的障害者のためにさまざまなコミュニケーション手段が開発されつつあり、彼らの自己決定権の尊重に向けた取り組みが既に始まっている。

日本においては、障害者の権利の保障は依然、遅々として進まないのが現状である。権利擁護の制度はあるが、対象者を限定するなど非常に狭く、利用したくても利用できない状態である。障害者の「自立」を言うならば、安心して生活できる仕組みと権利を保障する制度を整えていくべきであろう。そうでなければ、障害者の権利の保障も「自立」もないのである。

なお詳細については、当日資料を配布する。